

## 小学校家庭科及び中学校技術・家庭科の授業時数の確保

日本家庭科教育学会では、以下のことを決議いたしました。

小学校家庭科では、年間 70 時間を確保できるよう、第 5 学年 70 時間、第 6 学年 70 時間以上を配分する。

中学校技術・家庭科では、「家庭分野」が週に 1 時間以上確保できるよう、第 1 学年から第 3 学年まで、年間 70 時間以上を配分する。

小学校の家庭科では 2017 年 3 月 31 日公示の学習指導要領では、第 5 学年 60 時間、第 6 学年 55 時間とされています。中学校の技術・家庭科では、第 1・2 学年 70 時間、第 3 学年 35 時間とされています。行事などの関係で、実際には上記の授業時数の実施は難しい状況です。

日本の家庭科は、自立の基礎を醸成し、生活文化を伝えるという重要な役割を担ってきました。衣食住生活の学習にとどまらず、家族・保育学習、消費者教育、環境問題など多岐にわたる広い分野に関する学びを展開してきました。子どもとのふれ合いを促進し、高齢者や地域とのつながりを深めるなど、現代の社会問題に対応した学びを提供しております。また、災害の多い我が国において、避難生活まで含めて、義務教育で必修科目として家庭科が培ってきた知識とスキルは、大きな助けになったと考えます。

現状の授業時数では、同じような役割を果たすことができません。特に、中学校では、第 3 学年では、週 1 時間も保証されず、ともすれば、学期に 2～3 回しか授業ができないこともあります。加えて、小規模校では、時間数がすくないため、家庭科の免許状をもたない教師が臨時免許によって教えている実態があります。

以上のことから、授業時数の確保を要望します。